二風谷ダムの流木をご利用下さい!

二風谷ダム管理所では、にぶたに湖に流れ込んできた流木の無料配布を行います。

希望される方は、10月5日~10月9日の間に申し込んでください。

詳しくは、室蘭開発建設部HP(http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/)か、二風谷ダム管理所までお問い合わせ下さい。



【お申込み及びお問い合わせ先】

二風谷ダム管理所管理係

TEL 01457 - 2 - 4262

FAX 01457 - 2 - 4272

平日 9:00~15:30

(土日祝日除く)

流木配布場所 平取町二風谷



9月5日から10月31日までは「秋のヒグマ注意特別期間」です



ヒグマに注意

不幸な事故を防ぐために大切なこと



☆ヒグマに出会わないことが一番☆

音を出しながら歩きましょう

山にひとりで入らない。しゃべりながら歩く。鈴をつける。手をたたく。 ヒグマの耳や鼻は人よりもはるかに良いので、先に気がついて避けてくれるはずです。

うす暗いときは山に入らないようにしましょう

人もヒグマもまわりの様子が見えにくく、ばったりと出会ってしまうかも しれません。

ヒグマのフンや足あとなどを見つけたら、すぐに引きかえしましょう

少しでもヒグマの気配を感じたら、いつでも引きかえせる勇気が大切です。



☆ゴミはヒグマを呼び寄せます☆

ぜったいにゴミを捨てない!!ゴミはすべて持ちかえりましょう

残飯、生ゴミなどはヒグマにとってごちそうです。たとえ、土に埋めてもするどい鼻ですぐにかぎつけます。 ゴミの味を覚えるとそれを目当てにくり返し出てくるので、後からその場所に来る人を危険におとしいれる ことになります。

動物の死体を見つけたら、その場所から離れましょう

エゾシカなどの死体を見つけたら、近よらずにその場所を離れてください。 ヒグマは動物の死体を食べることもあるので、近くにヒグマが隠れているかもしれません。

●お問い合わせ先

日高振興局保健環境部環境生活課自然環境係 電話 0146-22-9254

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター無料法律相談

【門別地区相談所での開催】※毎月第4火曜日開催予定

10月の相談日・・27日(火)

- □事前予約制 電話 0 1 4 6 4 2 8 3 7 3
- □予 約 受 付 平日の午前10時~午後 4 時
- □相談時間 午後1時30分~午後4時
- □相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム(日高町門別本町210番地の1)

【新ひだか町での開催】

10月の相談日・・5日(月)・7日(水)・12日(月)・14日(水)・19日(月)・21日(水)・26日(月)・28日(水)

- □事前予約制 電話 0 1 4 6 4 2 8 3 7 3
- □予約受付 平日の午前10時~午後4時
- □相談時間 午後1時~午後3時
- □相談場所 ひだか弁護士相談センター(新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号)

【平取町での開催】

10月の相談日・・6日(火) 午後1時30分~午後3時 20日(火) 午前10時30分~正午

- □事前予約制 電話 0 1 4 5 7 2 2 2 2 2 (平取町役場まちづくり課広報広聴係)
- □予約受付 平日の午前9時~午後5時
- □相談場所 ふれあいセンターびらとり(平取町本町35番地1)
- ※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合が あります。

令和2年度日高町巡回児童相談について

- (1) 日 程 · 1 1 月 4 日 (水) 1 0 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
 - ・11月5日(木) 10:30~16:30
- お申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。 (2)場 所
 - •門別地区~門別公民館
 - · 富川地区~富川公会堂
 - ・日高地区~日高町民センター
- (3) 相談担当者 室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員
- (4)相談内容
- ・療育手帳の再判定
- ・発達やしつけ相談
- ・言葉の障がい、身体障がい等
- 学校に行きたがらない
- 子育てに関すること
- (5) 相談料 無料
- 日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183 (6) 申込先 日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173

相談を希望される方は、10月9日(金)までに電話にてお申し込みください。

なお、相談は児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させて いただくことがあります。

また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

※療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。

※次回は、令和3年1月27日(水)・28日(木)に巡回児童相談を予定しています。